

## 平成 25 年度 第 1 回磐田市小・中学校通学区域審議会 議事要旨

日時 平成 25 年 7 月 16 日 ( 火 ) 14:00 ~ 16:00

会場 磐周教育研究所 第 3 会議室

構成員	市議会議員	2 名	自治会代表	2 名
	学識経験者	2 名	PTA 代表	2 名
	学校長代表	2 名	市職員	2 名

( 敬称略 )

事務局	事務局長	学校教育課長	教育総務課長	教育総務課長補佐
	学校教育課教育支援係長	教育総務課指導主事	学校教育課指導主事	

1 傍聴者 なし

2 議事

[通学区域制度の現状について]

事務局) 現在、学区外・区域外就学の認可基準に沿って申請され、実際に認可を受けて学校に通学している児童・生徒の人数は次のとおりです。まず、小学校では、小規模特認校は 2 名の児童が通学しています。豊岡東小学校です。利便性を活用して学区外の学校へ通学をしている児童が、24 人います。全体としては 99 名が学区外・区域外通学をしています。

中学校では、利便性を利用している者、特に豊田中が多いわけですが、42 名が通学をしています。部活動の基準を利用している生徒は、城山中と竜洋中に 2 名おります。合計で 169 名の生徒が学区外・区域外就学をしています。

私立中学校に就学している生徒の数は、全体で 75 名となっております。

次に、今年度、新たに認可された人数です。小規模特認校制度は、0 人。通学の利便性と安全を確保する場合は、小学校 12 人、中学校 12 人となっております。現在の状況は以上です。

主な質疑

Q 学区外と区域外はどのように違うのか。小規模特認校制度とはどういうものか。

A 学校教育法施行規則で、学校に通学することができる地区を指定することになっている。市の教育委員会が指定する。それが学区ということである。学区外とは、学区の外の学校に通うことである。区域外は、磐田市教育委員会の区域外の学校に通学するである。小規模特認校は、豊岡東小学校のことを指している。豊岡東小学校にも学区はあるが、小規模特認校にすることで、磐田市全域から通学することができるという制度である。

Q 部活動の認可基準を利用して進学した生徒の部活動の種類を知りたい。また、何か問題点はあったか。

A 城山中学校は、サッカー部男子生徒。通学路に危険なところもなく、入学後も特に問題点については学校から報告はないので、元気に活動していると思っています。竜洋中学校については、女子バスケットボール部です。通学距離が 4 km 以上で中学生としては長い距離となっている。できるだけ安全な道路を歩いて通学するように指示をしました。部活動自体は、試合に出たりして元気に活動して

いると聞いています。

Q 昨年時間をかけて議論して、どうなるのか心配をしていたが、部活動について2人しかいないということは、少ないように感じるが実際のところはどうか。

A 実際申請がされてきたのは2名だけであったが、教育委員会の窓口相談に来た件数はもう少しありました。小学校と連絡を取りながら、理由が曖昧である場合がありますので、再度小学校で指導をお願いし、その結果、本来の学区の学校に進学した子どももいると思います。申請期限が過ぎてから、相談に来られた保護者もいました。そこは認められないので、学校と相談するようにアドバイスをしました。あまり混乱はなかったように思います。

Q 通学の利便性で、豊田中が36人というのは、ここだけとても多いように思うがどのような利便性を考慮しているのか。

A 豊田中学校については、岩田小学校の学区で磐田原台地の下の学区の子どもたちが豊田中学校に近いという理由や保護者も豊田中学校卒業生と言う理由から通学を希望しています。内訳は、今年度は8名、昨年度は11名、その前は16名と年度によってばらつきはありますが、大体毎年10名前後で推移しています。

Q 利便性で、平成25年4月1日からトータル41名になるのではと思っています。南部中へ福田中学校校区から4名通っているが、3名ではないか。

A 3人は昨年度末に申請してきた数で、今年度に入り、転入生がありましたので実際に通学している人数は、4人となっている。

Q 10ページのところで利便性で向陽中から豊田中学校へ進学先を変更した生徒の数ですが、20年度から25年度まで53人となっている。岩田小学校の児童数はどのようにになっているか。

A それぞれの年度の児童数の詳細は分からないが、ほぼ横ばいである。小学校に入る時に、利便性を使って大藤小学校に入学しているという現状もある。人数的には、24人程度の単学級である。

Q 利便性や保護者就労の認可基準を利用して通学している子どもの居住地の近所との付き合いは、どうしていけばよいか。子供会の補助金や自治会費の関係で非常に困っている。

A 自治会連合会ではどうこう言える問題ではないが、現状をよく調査する必要がある。

Q 生徒指導で学区外通学が8人となっているが、この8人は、この学校でしっかり登校しているのか、また転校を繰り返しているのか。

A 転校した後は、元気よく活動していると報告を受けています。その後、不登校になっているという連絡はありません。転校を繰り返すという事も、今のところないし、だめなら次の学校へなどと安易な選択はしないように指導もしているので、現在のところ転校を繰り返している子どもはいません。

Q こういう学区外通学の人数は多いのか少ないのか、妥当なのか、磐田市としてどう考えるか。

A 特に多いとは感じてはいませんが、生徒指導の件ももっと多いのではと思っていましたが、それほどでもありません。

その理由としては、学区の弾力化の進行、通学者当人のニーズを的確にとらえた対応などが考えられます。

Q 外国人については、問題はないのか。

A 特に大きな問題はないと思います。学校でもよく面倒を見てくれたり、外国が

ら入ってきた児童生徒は、初期支援教室「虹」で指導するなど、様々なフォローをしているためと考えます。

[通学区域規則の一部改正について]

事務局) 本日提案させていただいている内容につきましては、12 ページをご覧ください。豊岡北小学校への指定校の変更の特例ということで、2 点特例として新たに加えたいと考えております。(1) をご覧いただきたいと思いますが、「平成 26 年度以降に豊岡東小学校への入学、転入又は編入の予定があり、当該入学、転入又は編入の日から豊岡北小学校へ就学を希望する児童」ということで、26 年度以降に新たに 1 年生として入学する者、他校から転入する者、また海外からの編入者について豊岡北小学校への就学を希望する豊岡東小学区の児童というものが 1 項目であります。それから「平成 25 年度において豊岡東小学校に就学している小学 1 年生から小学 5 年生までの児童であって、平成 26 年度当初から豊岡北小学校へ就学を希望するもの」これらの申立があった場合については、新たに学区の特例という形で、教育委員会はこれを認可するという部分を新たに加えていくという形での提案でございます。今回特例として申し立てがあった場合は、指定校の変更を行うこととなりますけれども、今の認可基準が 12 項目あります。これらは、対象が先ほど申し上げましたけれども市内全域であります。今回は対象が豊岡東小学区だけということで、別表に 13 項目目として加えるということではなく、いわゆる附則的な改正としていくという形で提案させていただきます。なお提出書類につきましては、追加で机にお配りさせていただきました。学区外就学申立書、これに豊岡北小学校就学希望調書を添付して教育委員会へ提出して手続きをする旨の改正の文言として入れてございます。提案の背景、趣旨は以上でございます。よろしくお願いいたします。

豊岡東小学校の人数の現状をお知らせします。平成 25 年度、本年度は、39 名であります。複式学級が 3 年 4 年で 1 学級、5 年 6 年で 1 学級ということで、合計で 2 学級、1 年 2 年はそれぞれ単学級複式が 2 学級、全部で 4 学級となっています。

主な質疑

- Q ここに出されている 12 ページの問題は、若干の想定も含めて事前にこういうことをやっておきたいということで、内容も含めて検討してほしいということですか。
- A いわゆる複式学級とか少ない人数の中ではない所で学ばせたいという保護者の人たちへの特例措置をこういう形で提案させていただいております。26 年 4 月 1 日に統合という形になれば、そのものはなくなるわけですが、仮にそれが延びるということになった場合には、という仮定の部分も含んでの御審議ということになりますので、よろしくお願いいたします。
- Q 窮地に追い込まれていくような状況になることを、先の審議会で決めておくことが適切なのか、この仕組みを入れていくことが、確かにいい制度だねと言って入れていいのかどうかという判断が、難しいと捉えているんですがどうですか。
- A 現状では、どういう最終結論になるか、まだ見えない部分があります。そう

いう中で、この通学区域審議会に提案させていただいたのは、この地区の理事会や保護者の中でもこの意見はが出ているからです。また、こういう制度について、仮に26年が先送りになった場合に保護者のみなさんそれぞれが、どういう思いでいるのか意見集約をしたという話を聞いたことがあります。そこにおいては、相当数の方が、そういう思いの方を認めましょうという意見が早々あったと聞いています。それらを背景として、お示ししているのですが、最終的に本審議会の中で出された意見を踏まえて、教育委員会が協議をするという形になる。近々あると聞いております保護者との意見交換を経て、そう遠くない中での結論をいただけたらと思っておりますが、状況としてはそのような形になります。

Q 今日ここでこの案件を決めなくても、もうちょっとその努力の状況を見ながら、26年度の入学に間に合う最終タイムリミットはどこにあるのかと、この問題をそういうふうな段階を見据えて決めるのも一策だと思っておりますが、どうですか。

A 周知を含めたタイムリミットは、一つの目安とする県への報告が8月下旬から9月上旬と考えると、8月中と考えています。その前の段階で当然地区としての考えをいただきたいのですが、これだけいろいろな意見が出ている中で、いろいろな形での報告があると考えています。予定どおりもあるでしょうし、1年準備作業で27年4月1日もあると思っております。あるいは、もう少し時間がかかるかもしれません。その中で26年4月1日からでない場合についても、豊岡北小へ通わせたい保護者が何人かいるのではないかとということ、付帯事項として教育委員会としても配慮が必要と考えたところです。この形で周知、県教委への報告等を考えると、8月下旬がリミットと事務局では考えております。

Q その日程と地元の協議の日程はどうなっているのか

A 豊岡東地区の協議会での、理事と保護者の方の意見交換は、7月の20日前には行われると聞いています。それを受けて、東地区協議会の再度の協議ということ聞いております。

補足させていただきますと、今、御質問にあったような危惧は私どもも前々から持っております。要は、外堀を埋めてどんどん人数を減らして教育委員会の思い通りにしていくんじゃないかと、そう思われる危惧というのはあると思います。統合は、また別の結論があるかもしれないけど、豊岡北小に通学したいという希望者がいる限り教育委員会も配慮していきたいと私どもも思っています。

先ほど地区を回ったという説明をさせていただいた時に、この統合が少し先送りになった時に、行きたいと言っている人たちにどうすればいいのでしょうかということを投げかけるようなこともさせていただきました。地区からも、それはなるべく配慮してほしいという意見が年度替わりの時にはあったと聞いています。今回のこういう提案をさせていただくことは、時期的な問題で、事務的な処理・県の教育委員会への報告等もあって、結論をバタバタと出さなければいけないこともあって、事前の協議をお願いしたということです。8月いっぱいということでしたが、地元の方針が20日過ぎくらいに決まればいいんですが、そのまま継続となった時にどうするという事も考えられます。

Q 統合というのは、7年8年かけて最初は反対半分、賛成半分の中でスタートしていて、地域の方にとっては、最後の最後まで学校は、地域の太陽だから自

分たちから太陽を奪うのかみたいな話がずっとあります。でも、納得のうえで統合という形にしたいのですが、この状況だと地区がバラバラになっていくような危惧があります。保護者の方も北小に行きたい保護者、そのまま東小に残りたいという保護者、地域の方も何かバラバラなような気がしますので、本当に慎重に進めていかないと、かなり厳しくなってしまうのかなあとと思います。審議会としては、この問題は慎重に協議していくことが望ましいと思います。

Q もともと賛成反対がいたわけですから、地元住民の気持ちを汲んでじっくり話し合いをし直しているということで、期限を区切っておられるわけですが、なし崩し的に26年4月1日から北小学校へ行けるといって地元住民を分断するような感じを受けますね。できるだけ手順を踏んでいただき、ぎりぎりまで伸ばして、この通学区の審議会でももう少し待っていただく方が良いのではないかと、先ほど話があったように8月いっぱいまで待っていただきたい。

A 状況を見てきて、将来的にはやむを得ないというのが意識の中には相当数あると思います。それが、平成26年であるとか平成27年と具体的に示せる段階かどうかは、私が受けている感触では、どう結論が出るか不透明であると思っております。ただそういう中において、これまでの話し合いの中で、地域の中の思いを聞いて、色分けされる規則や分断ということについては、私どもも当然危惧をしている部分もあります。万が一、想定したとおりの方針にならなかった場合でも、そういう意見があるのでそれを教育委員会としては尊重してほしいという地域としての思いをいただいたうえで、一つの形として作っていくという動きとなると思っております。

事務的な部分としての最終というのがありまして、先ほど県の報告の第1回が8月末、保護者への周知と考えると就学児健康診断が10月から入ってくるので、その時にはこのことが当然絡んできますし、最大伸ばして9月となります。

Q 委員の皆さんがいいとおっしゃれば、8月末にもう一回臨時で開けばいいと思いますよ。

A その時点になれば7月末の協議も終わっておりますし、終わってからの若干の時間もあるということで、事務局としても地元はこうですとかこういう方向で行きたいということの説明もできます。皆さんのお許しをいただけるのであれば、臨時で開かせていただけるとありがたいです。